

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条の四第一項及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条の四第一項の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十四年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第三に次のように加える。

十三 医科点数表及び歯科点数表並びに老人医科点数表及び老人歯科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものに関する基準

(一) 医科点数表及び歯科点数表並びに老人医科点数表及び老人歯科点数表において回数が定められている診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものであること。

(二) 当該診療は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(三) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

、地方社会保険事務局長に報告するものとする。